

## 新型コロナウイルス感染症発生に伴う東京土建健診受診期間への対応

新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、事前に予約していた集団健診・個別健診等が中止となった場合は、下記の対応とさせていただきますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

①支部集団健診が中止になる等の理由で、2019年度末(2020年3月31日)までに東京土建健診を受診できなかった場合

⇒特別な対応が難しいため、2020年度(2020年4月1日～2021年3月31日)有効の健診受診券を使用して、2020年4月1日以降に受診をお願いします。

②健診契約機関側の都合(施設での健診の休止)等、受診者にとってやむを得ない理由で、節目健診(脳ドック含む)を予約していた対象者が、年度内(2020年3月31日まで)に受診できなくなった場合

⇒節目健診は5年に1回しか受診できないため、受診者にとってやむを得ない理由の場合に限り、国保組合と健診契約機関とで調整のうえ、2020年度受診券で節目健診を受診できるようにします。国保組合に個別にご相談ください。なお、原則4月末までの対応となります。

【問い合わせ先】

東京土建国民健康保険組合

健康増進課

03-5348-2982